

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の概要

背景

- 令和6年11月、福岡県で**ランピースキン病の変異ウイルス**が発生、熊本県まで被害が拡大
- 令和2年より豚熱の新型PCR検査を実施。**検査技術の確立を踏まえた殺処分**とすることが肝要
また、県の獣医師の業務量が過大となる中、**効果的なワクチン接種の実施体制の構築**が急務
- 近年、**違法輸入畜産物の国内の外国食材店での販売**が散見され、早急に対応が必要

法律の概要

1. ランピースキン病を家畜伝染病に格上げ

- 届出伝染病から**家畜伝染病へ格上げ**し、**緊急ワクチン接種、殺処分、移動制限**等を義務付け（注：届出伝染病については予防検査のみ可能）

【第2条第1項、第17条第1項、第21条第1項】

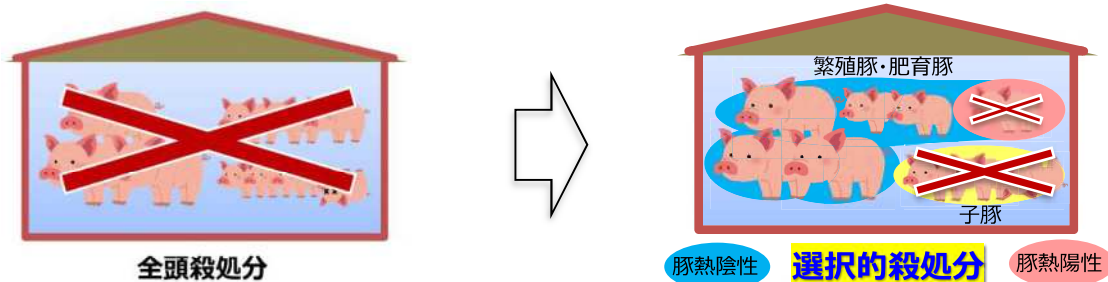


2. 豚熱への効率的・迅速な対応

(1) 豚熱に係る選択的殺処分の実施

新型PCR検査による知見を踏まえ、全頭殺処分から、**子豚や症状があり検査陽性となった豚**を殺処分とする方法に変更

【第16条第1項、第17条】



(2) 豚熱ワクチン接種者の確保等

- 都道府県からの要請があった場合、研修を受け**獣医師相当の接種技術を備えた飼養衛生管理者も豚熱ワクチン接種**が可能となる特例を措置 【原始附則第5条～第10条】
- 豚熱ワクチン接種後の確認検査を、都道府県から**大学や民間検査機関に委託**した場合、**委託費の1/2を国が負担** 【第60条第1項】

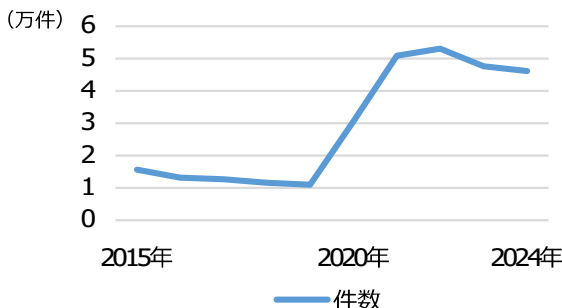
3. 輸入禁止品への対応強化

- AIを活用したX線画像解析等により輸入検疫体制を強化しつつ、以下の手当を措置

- 輸入禁止品の販売等を禁止** 【第44条の2】
- 家畜防疫官に、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限**等を付与

【第51条第2項～第6項】

◆国際郵便による違反畜産物の持込み件数の推移



◆発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例



開封後

施行期日

令和8年7月1日

(ただし、2(1)、(2)②は本改正法の公布の日(令和8年5月19日)。2(2)①は令和9年5月1日)

れいわ ねん がつ にち かちくでんせんびょうよぼうほう かいせい

令和8年7月1日から家畜伝染病予防法が改正されます

ゆにゆうけんさ う ゆにゆう にく

・ 輸入検査を受けずに輸入された肉、

にくせいひん こくない か
肉製品は、国内で買ったものでも、

はんばいきんし

販売禁止になります

どうぶつけんえきしよ

たちいりけんさ

・ 動物検疫所が**立入検査**に

いくことがあります



はんばい

かちくでんせんびょうよぼうほう

もしも、販売したら、家畜伝染病予防法により、



まんえん ばつきん
300万円の罰金や、

ねん けいむしよ い
3年まで刑務所に入れられる ことがあります



にく にくせいひん やさい くだもの てつづ
肉、肉製品、野菜、果物は、手続きをせずに

がいこく にほん も
外国から日本に持ってきてはいけません

だれ にほん おく
誰かに日本に送ってもらうのもいけません

かちく びょうき はっせいじょうきょう

にほん も こ

家畜の病気の発生状況などにより、日本への持ち込み

くに・ちいき
ができない国・地域があります。

も がいこく にほん おく まえ
持てきたいときは、外国から日本に送る前に

にく どうぶつけんえきしよ やさい くだもの しょくぶつぼうえきしよ そうだん
肉は動物検疫所へ、野菜や果物は植物防疫所に相談してください



ゆにゆうきんしちいき もの
輸入禁止地域と物

といあわせさき

どうぶつけんえきしよ
動物検疫所
にく にくせいひん
(肉、肉製品)



しょくぶつぼうえきしよ
植物防疫所
やさい くだもの
(野菜・果物)



MAFF
農林水産省